

たき火・野焼きをしてはいけません



全国各地で大規模な山林火災が多数発生中

たき火・野焼きは原則禁止です。

次の場合のみ可能ですが、注意が必要です。

- 稲わらや剪定木、あぜ焼き、凍霜害等の予防などの農業、林業を営む上でやむを得ず行われる焼却
- 三九郎や焼きいも会等、風俗慣習上行う焼却

たき火や野焼きをする場合は、 次の点に注意！

- 強風や乾燥注意報が出ている時は行わない。
- 落ち葉や枯れ草など、周囲に延焼しやすいものがある場所で行わない。
- 住宅地の近くなど、生活環境に影響を及ぼす場所で行わない。
- 火を大きくしないよう、一度に大量の焼却をしない。
- 周囲の地面や下草に水を撒いておき、消火用の水を用意する。

法律に違反すると、罰則が科せられる場合があります。
○廃棄物処理法違反
5年以下の懲役または1000万円以下の罰金又はその両方が科されることがあります。
○森林法違反
3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

塩尻市 総務部 危機管理課
電話 0263-52-0607

松本広域消防局
電話 0263-25-0119(代表)